

資 料

重点事業編（案）からの変更内容

札幌新まちづくり計画重点事業編（案）

に対するパブリックコメント

～ご意見と市の考え方～

重点事業編（案）からの変更内容

札幌新まちづくり計画重点事業編については、その案を8月3日に公表し、8月4日から9月2日までの30日間、パブリックコメント手続きによる意見募集を行いました。

また、8月25日には、札幌新まちづくり計画市民会議の第6回全体会議を開催し、重点事業編（案）の説明を行い、質疑やご意見をいただきました。さらに、8月31日に市議会総務委員会において説明を行い、質疑やご意見をいただいています。

これらの意見のうち計画に反映できるものについては、以下に示すとおり計画書を変更しました。なお、パブリックコメント手続きによる、市民意見の概要とそれに対する市の考え方は、93ページ以降に掲載しています。

重点事業編（案）への意見に対する計画書の変更内容

計画書の該当部分	意見要旨等	計画書の変更内容	該当ページ	
重点事業編策定の考え方	市民会議などを活用した計画の自己点検評価について考えてほしい。（市民会議）	計画事業の実施による成果の検証と評価について、自己評価の実施と外部評価のしくみを活用していくことを盛り込みます。 [計画の推進に当たって]	8	
	計画の検証過程での市民の参加がうたわれていない。（総務委員会）			
	事業の実施による成果の検証と評価は、公募市民も入った第三者機関で行うべき。（パブリックコメント）			
	各事業が縦割りだ。個別にやるのと、全体を考えてやるのでは意味が違う。（市民会議）			計画事業については、施策の基本方針などに基づいて組織横断的に進めていくことを明記します。 [計画の推進に当たって]
	計画を実現するためには組織横断的な体制構築が必要。（パブリックコメント）			
「施策の展開方針」に沿った事業の取り組み	構造改革特区や地域再生の取り組みと計画事業との関連が分かりやすいようにするべき。（総務委員会）	構造改革特区や地域再生の取り組みと計画事業との関連について整理します。[適切な規制と緩和]	24	
計画事業	計画事業費を明らかにするなど、市民への分かりやすい説明資料の公開が必要。（総務委員会）	5つの基本目標ごとの計画事業費の合計と個別事業の計画事業費を明示します。 [計画事業費、計画事業]	8 30-82	
	組織の設置も含めて防犯対策にさらに取り組むべき。（総務委員会） 防犯の取り組みは放火防止の事業のほかにも考えてほしい。（パブリックコメント）	安心・安全なまちづくりという視点での施策展開に向けた調査を内容とする、新たな事業を追加します。（92ページ参照）	81	

計画書の該当部分	意見要旨等	計画書の変更内容	該当ページ
	<p>担当部局横断的なモデル事業のようなものを計画に盛り込んでほしい。(市民会議)</p>	<p>「(仮称)清田区地区センター建設事業」を市役所内の関係部局が連携したワークショップの開催など、地域住民の交流活動拠点のモデル事業として位置づけ、名称を「区民とつくる地区センターモデル事業」に変更します。(92ページ参照)</p>	43
	<p>「特殊教育」という言葉は「特別支援教育」としてほしい。(総務委員会)</p>	<p>「特殊教育支援(学びの手帳発行)」という事業名を「特別支援教育の充実(学びの手帳発行)」に修正します。(92ページ参照)</p>	76
	<p>意見内容が既に計画案に盛り込まれているが、それが分かりにくいために、事業のご提案などをいただいたもの(複数意見)。(パブリックコメント)</p>	<p>意見内容が計画に盛り込まれていることが分かるように事業内容などの記述を修正します(5事業)。(92ページ参照)</p>	39-81
<p>主な施設等サービス水準</p>	<p>公的施設の整備について地区や施設数を示すなど、具体的な計画書としてほしい。(パブリックコメント)</p>	<p>施設整備における地区名など明示が可能なものについて具体的に表示します。</p>	83 84
<p>その他</p>	<p>カタカナ語で書けばその下に日本語の意味を併記するくらいの工夫が必要。公文書に日本語を使うべき。(総務委員会)</p>	<p>カタカナ語などの使用について再検討し、理解しづらいものは日本語を併記するか言い換えます。</p>	全体
		<p>計画書の印刷製本時には、巻末に掲載しているカタカナ語などの解説を当該用語の掲載ページに整理します。</p>	85-88

計画事業の変更比較

番号	計画事業名	事業内容等		該当ページ
		計画案（変更前）	計画（変更後）	
1	食産業振興プロジェクト事業	札幌の「食」をブランドとして道内外にアピールするため、（以下略）	札幌の <u>安心・安全な「食」</u> をブランドとして道内外にアピールするため、（以下略）	39
2	区民とつくる地区センターモデル事業（（仮称）清田区地区センター建設）	【事業名】 （仮称）清田区地区センター建設事業 【事業内容】 区民センター機能を補完し、 <u>地域におけるコミュニティ活動の拠点となる</u> （仮称）清田区地区センターを建設します。	【事業名】 <u>区民とつくる地区センターモデル事業（（仮称）清田区地区センター建設）</u> 【事業内容】 区民センター機能を補完し、 <u>地域住民の交流・活動の拠点となるコミュニティ施設</u> （仮称）清田区地区センターを建設します。 <u>施設の検討に当たっては、市役所内の関係部局が連携して、区民自らが考え地域のニーズを集約するワークショップを開催するなど、地域住民の交流・活動拠点づくりのモデルとして取り組みます。</u>	43
3	市民がみどりを守り育てるしくみづくり事業	より多くの市民が公園の管理運営に参加できるように（以下略）	より多くの市民が公園種別にかかわらず管理運営に参加できるように（以下略）	55
4	新たな視点による環境共生型公共建築物の整備事業	（略）外断熱工法や自然エネルギーの活用など環境との共生に向けた取り組みを進めていきます。	（略）外断熱工法や自然エネルギーの活用など、 <u>建物の長寿命化や環境との共生に向けた取り組みを進めていきます。</u>	58
5	蛍光管の拠点回収・リサイクル事業	家庭から排出される蛍光管について、 <u>市民が回収協力店に持ち込み、市が回収協力店から回収してリサイクル処理を行います。</u>	家庭から排出される蛍光管について、 <u>事業者の協力を受けて指定した協力店に市民が持ち込み、その回収協力店から市が回収してリサイクル処理を行います。</u>	59
6	「子どもの権利」推進事業	【備考欄】 市民参加による条例案の検討	【備考欄】 <u>子どもを含めた市民参加による条例案の検討</u>	75
7	特別支援教育の推進(学びの手帳発行)	【事業名】 <u>特殊教育支援</u> （学びの手帳発行）	【事業名】 <u>特別支援教育の充実</u> （学びの手帳発行）	76
8	安心・安全なまちづくり推進事業 【追加事業】	（なし）	「 <u>安心・安全なまちづくり</u> 」という視点での <u>施策展開の検討を進めるため、積極的な取り組みを行っている自治体の状況や、市民の現状認識・意向などについて調査を行います。</u>	81

注1：下線部が変更箇所。

注2：番号2、7、8の項目は、前表の意見に基づいて変更した。

注3：番号1、3～6の項目は、パブリックコメント手続きによる意見を踏まえて、事業内容などの記述を修正しており、意見内容は93ページ以降に掲載している。